

議案第44号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「法第 314 条の 7 第 2 項」の右に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第 47 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の右に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 47 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 54 条第 5 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 131 条第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の右に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例

基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条第1項中「日本銀行法」の右に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に附則第3条の2第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に改め、「同条」の右に「及び附則第3条の2第2項」を加える。

附則第9条の2の2の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第9条の2の3中「附則第20条の2第1項」の右に「、附則第20条の2の2第1項」を、「附則第5条の5第2項」の右に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第12条の2の見出し中「第10項」を「第9項」に改め、同条第2項中「第10項」を「第9項」に改める。

附則第18条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。))に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の

配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第20条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第20条の2の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合

において、同条第2項中「附則第20条の2第1項」とあるのは「附則第20条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第20条の2の3から第20条の2の6までを削る。

附則第20条の3及び第20条の4を次のように改める。

#### 第20条の3及び第20条の4 削除

附則第20条の6を次のように改める。

#### 第20条の6 削除

附則第20条の8を削る。

附則第30条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附則第33条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第19条、附則第19条の2、附則第19条の3又は附則第20条の規定を適用する。

附則第19条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第19条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第19条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第20条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第33条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等

を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 19 条、附則第 19 条の 2、附則第 19 条の 3 又は附則第 20 条の規定を適用する。

附則第 34 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の 2、第 4 条の 2、第 6 条、第 9 条の 2 の 3 (「附則第 5 条の 5 第 2 項」の右に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える部分に限る。)、第 19 条の 2 及び第 33 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 9 条の 2 の 2 の 2 及び第 34 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (3) 第 47 条の 2 第 1 項及び第 47 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 5 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (4) 附則第 9 条の 2 の 3 (「附則第 20 条の 2 第 1 項」の右に「、附則第 20 条の 2 の

2第1項」を加える部分に限る。)、第18条の3、第20条の2から第20条の2の2、第20条の2の3から第20条の4、第20条の6及び第20条の8の改正規定並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第33条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第34条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例附則第9条の2の3第1項、第18条の3及び第20条の2から第20条の2の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、

平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、また、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 173 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 66 号）が平成 25 年 6 月 12 日に公布されたことに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）を改正しようとするもの。

【概要】

○個人市民税関係

1 ふるさと寄附金（納税）に係る寄附金税額控除の見直し（平成 26 年 1 月 1 日施行）

平成 25 年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、所得税と個人住民税の控除額を従前と同額にするために、個人市民税におけるふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行う（第 34 条の 7、附則第 9 条の 2 の 3）。

2 公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法等の見直し（平成 28 年 10 月 1 日施行）

① 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても特別徴収を継続する（第 47 条の 2）。

② 年金支給の際に徴収される個人市民税額を平準化させるため、公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法の見直しを行う（第 47 条の 5）。

3 住宅借入金等特別税額控除の見直し（平成 27 年 1 月 1 日施行）

住宅借入金等特別税額控除について、居住年に係る適用期限を 4 年延長し、平成 29 年 12 月 31 日までとするとともに、平成 26 年分以後の所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用者（平成 26 年から平成 29 年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する（附則第 9 条の 2 の 2 の 2）。

居住年	控除限度額
現行 （～平成 25 年 12 月）	所得税の課税総所得金額等×5%（うち市民税分 3%） （最高 97,500 円（うち市民税分 58,500 円））
平成 26 年 1 月～ 平成 26 年 3 月	所得税の課税総所得金額等×5%（うち市民税分 3%） （最高 97,500 円（うち市民税分 58,500 円））
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	所得税の課税総所得金額等×7%（うち市民税分 4.2%） （最高 136,500 円（うち市民税分 81,900 円））

4 金融所得課税の一体化（平成 29 年 1 月 1 日施行）

上場株式等の配当と譲渡損益の間でのみ認められていた損益通算の範囲を、公社債等の利子や譲渡損益にも拡大するとともに、非課税とされている公社債等の譲渡損益についても損益通算して申告分離課税の対象とする（附則第 18 条の 3）。

		現 行		改正後
公社債等	利子	源泉分離課税 (5%)	⇒	損益通算して 申告分離課税 (5%) ※
	譲渡損益	非課税		
上場株式等	配当	損益通算して 申告分離課税 (5%) ※ (ただし、H25 まで特 例 3%)		
	譲渡損益			

※上場株式等の配当については総合課税 (10%) も選択可

また、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等 (一般公社債等及び非上場株式等) に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等 (特定公社債等及び上場株式等) に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴い所要の改正を行う (附則第 20 条の 2、附則第 20 条の 2 の 2)。

#### 5 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の拡大 (平成 26 年 1 月 1 日施行)

東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合における課税の特例の対象者を、相続人にまで拡大する (附則第 33 条の 2)。

#### ○全税目関係 (平成 26 年 1 月 1 日施行)

延滞金等の利率の見直し

現在の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しに合わせて地方税の延滞金の利率が引き下げられたことに伴い、市税に係る延滞金の利率を引き下げる。

- ① 市税に係る延滞金 (法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を除く。) の割合 (附則第 3 条の 2 第 1 項)

	現 行		⇒	改正後		
	本則	特例		本則	特例	参考 (※ 2)
延滞金	14.6%	—	⇒	14.6%	特例基準割合 (※ 1) + 7.3%	9.3%
納期限後 1ヶ月以内	7.3%	4.3%		7.3%	特例基準割合 + 1.0%	3.0%

※ 1 財務大臣が告示する割合 (国内銀行の貸出約定平均金利の年平均) に年 1% を加算した割合

※ 2 特例基準割合を 2% (貸出約定平均金利が 1%) とした場合の延滞金等の利率

- ② 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合 (附則第 3 条の 2 第 2 項)

[現行] 7.3% (特例 4.3%) → [改正後] 各年の特例基準割合

#### ○その他

地方税法等の改正に伴い、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。